

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方を策定・公表。

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成25年 4月～ 地元の理解を得て、現地調査開始。

12月 福島県及び大熊・双葉・楢葉町に中間貯蔵施設の受入を要請。
(同時にエコテッククリーンセンターの活用を富岡町に要請)

平成26年 3月 県の申入れを受けて、大熊・双葉町の2町に集約。

5～6月 住民説明会開催。(全16回(福島県内10回、県外6回))

7～8月 住民説明会の意見等を踏まえた国の考え方の全体像を提示。

9月1日 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊・双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨国に伝達。

国の考え方の全体像のポイント

(中間貯蔵施設等に係る対応について 平成26年8月8日等 環境省・復興庁)

○法制化・最終処分等について

(1)最終処分

・現時点での県外最終処分に向けた考え方に基づき、今後更に、国内外の情報の幅広い収集と、国民理解の醸成を図り、県外最終処分を確実に実施。

(2)法制化等

・JESCO法による対応に加え、施設への除去土壌等の搬入は、この法律の施行後に開始。
・国と県・町との間で中間貯蔵施設の整備・稼働に係る協定を締結。

○中間貯蔵施設の用地の取扱い等について

・中間貯蔵施設の用地については、「買取り」に加えて、土地の所有権をそのまま残すことができる「地上権」も選択肢とし、両者から選べるようにする。
・大熊町及び双葉町の住民の皆様が、希望される場合には、転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間、現在の住民票はそのままにしておけるものとして取り扱う。

○用地補償額について

・公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、でき得る限り、最大限の補償を行う。
・受入判断後、個別の用地補償説明に入る前に、速やかに土地所有者等の権利者の皆様を対象とした用地説明会を開催し、補償額のイメージ等を示していく。

○町の将来像について

・復興庁が大熊・双葉ふるさと復興構想－根本イニシアティブを発表。(8/28)

○生活再建築・地域振興策について

・中間貯蔵施設候補地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、大熊・双葉両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むための基盤を整えたい。このため、国として、総額3010億円の新規かつ追加的な財政措置を講じる。
・大熊町、双葉町については、国から中間貯蔵施設等に係る交付金850億円を直接交付するとともに、県による独自の生活再建措置150億円と合わせ、総額1000億円を措置。・具体的には、国として、以下に掲げる内容による財政措置を講じる。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1)中間貯蔵施設等に係る交付金(仮称) | 1500億円 |
| (2)原子力災害からの福島復興交付金(仮称) | 1000億円 |
| (3)福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金 | 510億円 |

国の考え方に対する県の回答

(中間貯蔵施設に係る申入れについて 平成26年9月1日 福島県・大熊町・双葉町)

○避難地域の将来像について

・震災から3年余りが過ぎ、一部の旧警戒区域で避難指示の解除が行われるなど、避難地域は復興への新たな段階を迎えているが、いまだ避難地域の将来像は明確とは言えない。関係自治体や住民が長期にわたる復興を成し遂げていくためには、希望の持てる具体的な将来像が不可欠であることから、県及び市町村と連携しながら、政府全体として早期に検討の上、その内容を提示するとともに、具体化を図ること。

○財政措置について

・本県では、原発事故に伴う様々な要因により、極めて過酷な状況が長期にわたって続く想定されることから、今回、国から示された福島第一原子力発電所の廃炉等に伴う措置等を含めた原子力災害からの復興に係る財政措置については、引き続き国と協議していくこととする。

○確認事項

・地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。また、建設受入の判断と搬入受入の判断は別であり、搬入受入の判断に当たっては、次の事項を確認するものであること。

- (1) 県外最終処分の法案の成立
- (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
- (3) 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
- (4) 施設及び輸送に関する安全性
- (5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意